

JALISAの活動に役に立つ書籍紹介

松井芳郎著

『国際法学者がよむ尖閣問題—紛争解決への展望を拓く』

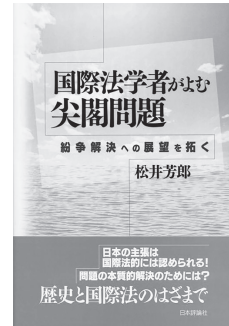
弁護士 大熊 政一

本書は2014年12月に出版されたものであるが、昨年（2015年）9月に強行可決され、既に本年（2016年）3月に施行されている安保法制の必要性を裏づける理由の1つに掲げられ、したがってまた今後安保法制発動の可能性のあるケースの1つとしても数えられている尖閣諸島（釣魚台列嶼）の領有をめぐる紛争に対し、国際法学の立場からどのようにアプローチしたらよいかを解明し、日中両国のそれぞれの主張の根拠を詳細に分析してその当否を検討したうえで、この紛争解決に向けて国際法がいかなる役割を果たせるかを展望したものである。

著者はかつて日本国際法律家協会が主催した“市民のための国際法入門”の連続講座で講師を務め、毎回の講座のために執筆した原稿や、毎回の講座での参加者との質疑応答の中身などをもとにして作られた『国際法から世界を見る—市民のための国際法入門』の著者であり、その他国際法に関する数多くの著作で知られている。

※ ※ ※

国際法学の大家である著者は、領域紛争を解決する客観的な基準としての国際法の役割から説き起こし、予備的考察として、尖閣問題についてそもそも領域をめぐる「紛争」は存在するのか、また国際法上領域紛争においてとりわけ重要となる「決定的期日」（同期日以後の当事国による自国の立場を有利にする目的でとられた行為は考慮の対象外とする）は尖閣紛争においてはいつと捉えるべきかを検討したうえで、本紛争にはいつの時点の国際法規則が適用されるべきか（いわゆる時際法の問題）を検討する（序章）。著者は日本政府の立場とは異なり、尖閣問題について日中間に国際法上の「紛争」が存在することを認め、それが紛争解決に向かうための出発点であるとする。さらに本紛争の「決定的期日」は日本が閣議決定により尖閣諸島を日本の領域に編入した1895年とみるべきではなく、日本の領有に対して中国側による抗議ないし対抗主張が行われるようになって日中間の紛争が具体化した1971年をもって「決定的期日」であるとする。時際法の問題については、時際法には、第1に、法的評価の対象となる事態はその当時に存在した国際法の規則に照らして判断されるべきであるという側面と、第2に、権利を創設



する行為を有効とする法だけではなく、権利の存続についてはその後の法の発展が要求する条件に従うべきであるという側面の2つの側面があり、尖閣紛争に関しては、第1の側面については、中国が主張する歴史的権原の問題は関連する事実があった16世紀から19世紀の国際法に、日本が主張する先占の有効性はそれが行われた19世紀末の国際法にそれぞれ照らして判断するとともに、第2の側面にかかわるその後の国際法の発展についても考慮する必要があるとする。また釣魚台列嶼は日清講和条約によって日本に割譲されたとする中国の主張を前提とすると、その処理については第二次大戦後の戦後処理を定めたサンフランシスコ条約等の諸文書に明文の規定があるので、時際法の問題は生じないとする（以上、序章）。

こうした予備的考察を経たうえで著者は、先ず尖閣諸島にかかわる日中関係の歴史を振り返り、中国側と琉球・日本側の前近代における史料の中でそれぞれ尖閣諸島（釣魚台列嶼）がどのように言及され扱われているかを分析し、近代になってからの時期、さらに第二次大戦後アメリカの施政権下にあった時期、その後沖縄返還を経て尖閣紛争が具体的するに至ってからの時期における歴史的な推移を叙述する（第1章）。

次いで、①サンフランシスコ平和条約2条(b)の「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する」との規定が尖閣諸島（釣魚台列嶼）にも適用されて、同諸島が中国に返還されるべきものとなるか否か—言い換えると同諸島が日清講和条約2条2により「臺灣全島及其ノ附属諸島嶼」の一部として日本に割譲されたものといえるか否か—という論点と、他方で、②同条約3条でアメリカの信託統治の下に置かれるまでの間アメリカの施政権下に置かれることとなった「北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、・・・」は尖閣諸島（釣魚台列嶼）をカバーするか否か—言い換えると同諸島は日本の残存（潜在）主権の下にあったといえるか否か—という論点を検討しなければならないとする（第2章）。

そのうえで尖閣諸島（釣魚台列嶼）の領有をめぐる日中両国のそれぞれの主張を詳細に検討してその当否を吟味する（第3章、第4章）。著者の結論は以下のとおりである。

中国側の主張について・・・中国側が援用する史料上の記述やその他の中国側が挙げる根拠は決定的な理由とはならず、むしろ尖閣諸島（釣魚台列嶼）は日清講和条約締結当時の中国側の公式の認識によれば、台湾の行政範囲には含まれておらず、同諸島が台湾の「附属諸島嶼」に含まれていたとするのは困難である。また中国による実効支配が行われたとする根拠に挙げられている諸事実はいずれも伝統的な国際法が要求する実効支配の基準には到底及ばない（以上、第3章）。

日本による先占の主張について・・・中国側が主張する歴史的権原は、実効的な支配を伴っていないという意味で伝統的な国際法を前提とする限りは有効な権原とは認められないから、

先占の不可欠の前提条件である当該地域が無主地であったことについては強い推定が働く。また国際判例に照らせば日本による実効的支配の行為は先占の要件を満たすのに十分であった。但し日本による尖閣諸島の編入過程にはタイミング的に日清戦争の勝利が目前にせまっていた時期に行なわれているなどいくつかの問題点があることは否定できない。しかし先占の法理の帝国主義的・植民地主義的性格を考慮に入れたとしても、住民が居住する領域ではなく、文字どおり無主地であった尖閣諸島の場合には、実効性の原則を制約するようになったその後の国際法の発展は直接の関連性を持たない（以上、第4章）。

このあと著者は、中国側が主張する歴史的な権原の基礎にあった前近代における東アジア国際秩序ないし華夷秩序（伝統的な国際法が規律するヨーロッパ国際秩序における構成国の主権平等の秩序ではなく、中国皇帝を頂点とする封建的・儒教的な階層秩序）の問題に触れ、そこにみられる「版図」概念は伝統的な国際法とは異なり、実効的な支配を前提とするものではなく、周辺地域との境界の観念もあいまいであったとする。したがって中国が尖閣諸島（釣魚台列嶼）を「版図」内にあるとみなしたとしても、それが直ちに同諸島が伝統的な国際法がいう意味で、中国の領域に属することになるのではなく、「版図」を実効的支配に置き換える実行がない限り、中国の領域とすることは困難であることを示唆する（以上、第5章）。

著者は国際法における「権原の凝固」の理論（長年にわたる慣行を基礎として権原が凝固していくという考え方で、時効取得に似ているが「占有」概念が問題とならない点でそれとは異なる）をも取り上げ、日中両国が主張する権原自体が争われているという前提の下で、日本による1895年の領域編入以来上述の決定的期日までの実効的支配の継続、その間の中国側からの抗議の欠如などからして、尖閣紛争について、日本によるこの理論の援用可能性を指摘する（第6章）。

最後に著者は、紛争解決に向けて国際法に何ができるかを論じ、出発点として「紛争」の存在を認めたくえで、その平和的解決の手段をさぐる（終章）。著者は、ICJ（国際司法裁判所）や国連海洋法条約における仲裁裁判への付託、国連の政治的な機関（総会など）に勧告を求めなどの方法を検討するが、いずれも難があり、むしろこれらの第三者機関への付託の可能性を含めて中国と交渉のテーブルに着くことが必要であり、それが現代国際法の重要な基本原則である紛争の平和的解決を遵守することに他ならないとする。そして尖閣紛争が、過去において日本が中国に対して侵略戦争を行ないその領域の一部を植民地支配しながら、戦争責任ないし戦後責任を十分に果たしてこなかったという「歴史問題」としての様相を顕在化してきた現在においては、国際法が紛争解決基準として果たすべき役割には限界があることを指摘しつつ、紛争解決の条件を創り出すためには何が必要かについていくつかの提言をして本書を結んでいる。1つは主権主張のあらたな「棚上げ」合意の追求であり、いま1つは漁業、海底資源の開発に関

する協力や、紛争管理のための暫定措置の合意をめざすことであるとする（以上、終章）。

※ ※ ※

以上、煩を厭わず、やや長めに本書の内容を紹介したのは他でもない。国際法の専門家である著者による本書の尖閣問題に関する論述が、包括的かつ体系的であり、関連する重要な論点のほとんどを多角的に取り上げていることを示したかったからである。その論述はあくまでも周到かつ綿密であり、引用している国際判例などの諸資料も豊富である。

尖閣問題というと、日中双方とも一般世論においてはとかく感情的な判断や反応に走りがちであるが、紛争の平和的解決を志向する限りは、客観的な事実裏付けられた冷静な判断が求められるところである。

本書は一般読者向けの書物というよりは専門書の範疇に属すると言ってよいものであるが、客観的な事実裏付けられた冷静な判断のために有益な基準ないし指針を与えてくれるという意味では、日中両国の真の意味での友好を希求し、尖閣紛争を、武力ないしその威嚇による手法に頼るのではなく、あくまでも平和的な手段で解決していくことを切に望んでいる心ある人々にとって、大いに参照されるべき書であるといえよう。

良くないぞ！日本の民主主義 『これでいいのか！日本の民主主義 失言・名言から読み解く憲法』 弁護士 川津 聡

これでいいのか！
日本の民主主義



名書だ！という読後感でした。

権力を握った者は、自らに都合の良い言葉しか口にしないことが本書を読むとよくわかります。

そして、都合が良いだけの言葉だと理解して指摘するには、その言葉に関連する多くの事実を正確に掴む必要があるということもよくわかります。

本書が取り上げる失言・暴言は、いずれも立憲主義や基本的人権、民主主義などの憲法上の重要な原則を軽視あるいは敵視しているか、そうでなければ根本的に理解が不足していることを示すものばかりです。

その大半が安保法制の国会審議が行われていた時期に集中しており、現政権の立場で安保法制を語ること、制定することがいかに憲法を踏みこむ行為であったか示唆に富んでいました。

思い返すと、よくまあ、これだけあったものです。章題とされた失言・暴言以外にも、関連す